

神奈川県障がい福祉計画改定案について

平成 30 年 3 月 26 日現在

神奈川県障がい福祉計画改定案における医療的ケア児等の支援に係る記載項目（抄）

1 基本的理念等

(4) 基本理念と基本方針

基本的な視点

県は、SDGs の趣旨も踏まえながら、次の基本的な視点に立って障がい福祉計画を策定します。

イ 地域生活を支えるサービスの充実

(ウ) 医療的ケアを要する方を支える仕組みの構築

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」といいます。）及び同様の状態にある障がい者（以下「医療的ケア児等」と総称します。）が、その心身の状態に応じた適切な保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

3 平成 32 年度の成果目標の設定

(5) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

【成果目標】

医療的ケア児が、その心身の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

【考え方】

- 国の基本指針では、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とするとされています。
- なお、市町村障がい福祉計画の成果目標として、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とするとされ、併せて、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とされています。

【これまでの状況】

- 現在、県において医療的ケア児に関係する課題を協議する場として、圏域障害者自立支援協議会、神奈川県小児等在宅医療推進会議、地域小児等在宅医療連絡会議、神奈川県慢性疾病児童等地域支援協議会、神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会等があります。
- なお、市町村障がい福祉計画の成果目標については、地域における中核的な支援施設である児童発達支援センターが設置されているのは15市町、保育所等訪問支援事業所が設置されているのは15市町、主に重症心身障害児を支援する事業所は、指定児童発達支援事業所が9市町、指定放課後等デイサービス事業所が19市町に開設されています。

【目標達成に向けた方策】

- 医療的ケア児に関する協議の場については、各障がい保健福祉圏域及び各市町村を含む重層的な構造により、地域における継続的な協働の体制を構築する必要性があり、地域における取組の拡大を図っていくほか、各種の協議会等で挙げられた課題等の連絡・調整の機能を含めた検討を行っていきます。
- 県は、医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるため、在宅で生活している医療的ケア児が障害児通所支援や短期入所等を利用できるよう、また、各市町村において医療的ケア児のサービスの提供体制を確保できるよう、事業に従事する職員の人材養成や、地域の拠点となる施設の整備に係る支援などの基盤整備を進めます。
- 地域で医療的ケア児を支援する支援者及び関係機関の調整等の役割を担うコーディネーターを養成し、各障がい保健福祉圏域及び各市町村への配置を促します。
- 保育所等訪問支援の活用等により、障がい児を含むすべての子どもが適切な支援を受けつつ地域で育つことができるような体制整備を促進していきます。